

食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成21、20年度実績）

1 食品廃棄物等の発生量の内訳

平成21年度の食品産業計の食品廃棄物等の年間総発生量は、22,718千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が18,449千tと最も多く、次いで外食産業が2,672千t、食品小売業が1,348千t、食品卸売業が250千tとなった。

食品産業計の食品廃棄物等の年間総発生量の内訳は、再生利用の実施量が15,064千t（66%）と最も多く、次いで廃棄物としての処分量が4,091千t（18%）、減量した量が2,441千t（11%）、熱回収の実施量が570千t（3%）、再生利用以外が553千t（2%）となっている。

再生利用等の実施率については、食品製造業が93%と最も高く、次いで食品卸売業が58%、食品小売業が36%、外食産業が16%となっている。

年度：平成21年度実績

各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間総発生量に占める割合である。

区 分	食品廃棄物等の年間総発生量						発生抑制 の実施量 千 t	再生利用 等実施率 %
	計 千 t (100)	再生利用 の実施量 千 t (66)	熱回収 の実施量 千 t (3)	減量した 量 千 t (11)	再生利 用以外 千 t (2)	廃棄物とし ての処分量 千 t (18)		
食品産業計	22,718	15,064	570	2,441	553	4,091	1,723	81
食品製造業	18,449	14,222	569	2,353	489	816	1,526	93
動植物油脂製造業	3,749	3,639	2	6	46	55	389	98
その他の食料品製造業	2,830	2,179	5	270	68	307	212	88
精穀・製粉業	2,321	2,233	0	-	71	17	74	96
酒類製造業	2,319	1,737	25	445	16	96	121	95
糖類製造業	2,145	581	348	1,191	19	7	258	98
畜産食料品製造業	1,458	1,326	6	30	18	77	84	94
パン・菓子製造業	909	782	7	12	14	94	110	89
水産食料品製造業	865	621	0	57	152	35	66	80
清涼飲料製造業	777	549	3	144	46	34	97	91
調味料製造業	462	319	22	46	29	46	46	85
茶・コーヒー製造業	361	76	150	129	1	4	20	97
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	255	181	0	23	6	44	48	83
食品卸売業	250	130	0	3	9	108	27	58
農畜産物・水産物卸売業	199	115	-	2	7	75	22	63
食料・飲料卸売業	51	15	0	0	2	33	5	37
食品小売業	1,348	415	1	15	16	901	88	36
各種食料品小売業	1,048	331	0	10	7	700	68	37
その他の飲食料品小売業	206	59	0	1	3	143	16	34
食肉小売業	27	5	-	0	4	17	0	22
鮮魚小売業	27	15	-	2	1	8	1	65
菓子・パン小売業	21	3	0	1	0	17	3	28
野菜・果実小売業	17	2	-	1	0	15	0	17
酒小売業	0	0	-	-	0	0	0	1
外食産業	2,672	296	0	70	40	2,265	82	16
飲食店	2,356	237	0	39	36	2,044	71	14
宿泊業	197	37	-	30	3	126	7	37
持ち帰り・配達飲食サービス業	93	14	-	0	1	77	4	19
結婚式場業	26	8	-	0	0	18	1	34
沿海旅客海運業	0	-	-	-	0	0	0	10
内陸水運業	-	-	-	-	-	-	-	-

注：平成21年度実績は、平成23年10月5日に公表した、「農林水産省統計部 食品循環資源の再生利用等実態調査報告（平成21年度結果）」を基に試算したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの（例400t 0千t）である。

「-」とは、事実のないものである。

1 食品廃棄物等の発生量の内訳（つづき）

平成20年度の食品産業計の食品廃棄物等の年間総発生量は、23,153千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が18,613千tともっとも多く、次いで外食産業が2,971千t、食品小売業が1,309千t、食品卸売業が261千tとなった。

食品産業計の食品廃棄物等の年間総発生量の内訳は、再生利用の実施量が14,975千t（65%）ともっとも多く、次いで廃棄物としての処分量が4,415千t（19%）、減量した量が2,642千t（11%）、熱回収の実施量が564千t（2%）、再生利用以外が557千t（2%）となっている。

再生利用等の実施率については、食品製造業が93%ともっとも高く、次いで食品卸売業が59%、食品小売業が37%、外食産業が13%となっている。

年度：平成20年度実績

各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間総発生量に占める割合である。

区 分	食品廃棄物等の年間総発生量						発生抑制 の実施量 千 t	再生利用 等実施率 %
	計 千 t	再生利用 の実施量 千 t	熱回収 の実施量 千 t	減量した 量 千 t	再生利 用以外 千 t	廃棄物とし ての処分量 千 t		
食品産業計	(100) 23,153	(65) 14,975	(2) 564	(11) 2,642	(2) 557	(19) 4,415	1,242	79
食品製造業	(100) 18,613	(76) 14,148	(3) 563	(14) 2,545	(2) 461	(5) 896	1,090	93
食品卸売業	(100) 261	(50) 130	(0) 0	(4) 11	(2) 6	(43) 113	27	59
食品小売業	(100) 1,309	(32) 419	(0) 1	(1) 17	(1) 11	(66) 860	70	37
外食産業	(100) 2,971	(9) 277	(0) 0	(2) 68	(3) 80	(86) 2,546	55	13

注：平成21年度実績は、平成23年10月5日に公表した、「農林水産省統計部 食品循環資源の再生利用等実態調査報告(平成21年度結果)」を基に試算したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの（例400t 0千t）である。

「-」とは、事実のないものである。

2 食品循環資源の再生利用の内訳

平成21年度の食品産業計の再生利用の実施量は、15,617千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が14,711千tと最も多く、次いで食品小売業が431千t、外食産業が336千t、食品卸売業が139千tとなった。

食品産業計の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が11,212千t(74%)と最も多く、次いで肥料が2,800千t(19%)、メタンが532千t(4%)、油脂及び油脂製品が475千t(3%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が24千t、エタノールが20千tとなった。

年度： 平成21年度実績

各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に占める割合である。

区 分	再生利用の 実施量	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							その他 (再生利 用以外)
		小計	肥 料	飼 料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エ タ ノール	
	千 t	千 t (100)	千 t (19)	千 t (74)	千 t (4)	千 t (3)	千 t (0)	千 t (0)	千 t
食品産業計	15,617	15,064	2,800	11,212	532	475	24	20	553
食品製造業	14,711	14,222	2,495	10,883	516	289	21	19	489
動植物油脂製造業	3,685	3,639	197	3,372	0	69	-	-	46
精穀・製粉業	2,247	2,179	48	2,157	-	27	0	-	71
その他の食料品製造業	2,304	2,233	552	1,555	36	32	3	1	68
酒類製造業	1,753	1,737	207	1,091	434	1	4	1	16
畜産食料品製造業	600	581	374	800	16	135	1	0	18
パン・菓子製造業	1,344	1,326	116	644	10	8	3	0	14
水産食料品製造業	796	782	151	456	0	12	1	-	152
糖類製造業	773	621	114	449	-	-	1	17	19
清涼飲料製造業	595	549	454	76	15	0	4	-	46
調味料製造業	348	319	108	201	3	5	3	-	29
茶・コーヒー製造業	187	181	72	4	0	-	0	-	1
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	77	76	101	77	3	0	-	-	6
食品卸売業	139	130	69	38	2	20	0	0	9
農畜産物・水産物卸売業	122	115	62	32	0	20	0	-	7
食料・飲料卸売業	17	15	7	6	1	0	0	0	2
食品小売業	431	415	140	200	8	63	2	1	16
各種食料品小売業	338	331	122	162	8	37	2	1	7
その他の飲食料品小売業	62	59	12	23	1	22	0	0	3
食肉小売業	16	15	1	2	-	3	0	-	4
鮮魚小売業	9	5	4	11	-	0	-	-	1
菓子・パン小売業	3	3	1	2	0	1	0	0	0
野菜・果実小売業	2	2	1	1	-	-	-	-	0
酒小売業	0	0	0	0	-	0	-	-	-
外食産業	336	296	95	90	6	102	1	0	40
飲食店	273	237	69	63	6	97	1	0	36
宿泊業	40	37	18	17	-	2	0	0	3
持ち帰り・配達飲食サービス業	15	14	5	5	0	3	0	0	1
結婚式場業	8	8	2	5	0	0	0	0	0
沿海旅客海運業	0	-	-	-	-	-	-	-	-
内陸水運業	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：平成21年度実績は、平成23年10月5日に公表した、「農林水産省統計部 食品循環資源の再生利用等実態調査報告(平成21年度結果)」を基に試算したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの(例400t 0千t)である。

「-」とは、事実のないものである。

2 食品循環資源の再生利用の内訳（つづき）

平成20年度の食品産業計の再生利用の実施量は、15,532千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が14,609千tともっとも多く、次いで食品小売業が430千t、外食産業が357千t、食品卸売業が136千tとなった。

食品産業計の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が11,204千t（75%）ともっとも多く、次いで肥料が2,840千t（19%）、メタンが461千t（3%）、油脂及び油脂製品が444千t（3%）、炭化して製造される燃料及び還元剤が19千t、エタノールが7千tとなった。

年度：平成20年度実績

各項目の上段（ ）内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に占める割合である。

区 分	再生利用の 実施量	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							その他 (再生利 用以外)
		小計	肥 料	飼 料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エ タ ノール	
食品産業計	千 t 15,532	千 t (100) 14,975	千 t (19) 2,840	千 t (75) 11,204	千 t (3) 461	千 t (3) 444	千 t (0) 19	千 t (0) 7	千 t 557
食品製造業	14,609	(100) 14,148	(18) 2,533	(77) 10,862	(3) 447	(2) 285	(0) 15	(0) 6	461
食品卸売業	136	(100) 130	(50) 66	(30) 39	(1) 2	(18) 23	(1) 1	(-) -	6
食品小売業	430	(100) 419	(34) 143	(48) 201	(1) 6	(16) 66	(0) 2	(0) 1	11
外食産業	357	(100) 277	(35) 98	(37) 102	(2) 6	(25) 70	(0) 1	(0) 0	80

注：平成20年度実績は、平成23年10月5日に公表した、「農林水産省統計部 食品循環資源の再生利用等実態調査報告(平成21年度結果)」を基に試算したものであり、4業種分類で調査設計を行ったことから、4業種別の結果について公表している。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの（例400t 0千t）である。

「-」とは、事実のないものである。

食品循環資源の再生利用等実態調査における、推計方法の変更にもなう食品廃棄物等の年間総発生量の業種別の経過について

平成21年度実績からは、統計調査の調査手法を見直し（調査対象を食品事業者全体から年間発生量 100ト未満の事業所のみに変更）を実施し、更に定期報告（年間発生量 100ト以上）と合わせて推計する手法に変更したため、推計精度が向上し、より実態に近い値となっている。

平成21年度実績と平成19年度実績における食品廃棄物等の発生量の業種毎の経過及び要因については以下のとおり。

食品製造業

平成19年度：4,928 千ト



平成21年度：18,449 千ト

- 平成19年度実績は、少数の事業者の排出量が大宗を占める業種（糖類製造業、精穀・製粉業及び動植物油脂製造業など）の中で、発生量が多い事業所の統計調査結果が得られていなかったことから、推計値が小さく算出されていた。

食品卸売業・食品小売業

平成19年度：3,366 千ト



平成21年度：1,598 千ト

- 平成19年度実績は、本来、発生量と従業者数は関連性が低いにもかかわらず、従業者規模別に階層分けし調査標本を設定していたことから、食料・飲料卸売業及び各種食料品小売業などの業種の中で、推計標本として発生量の大きい事業所が多く抽出され、推計値が大きく算出されていた。

外食産業

平成19年度：3,048 千ト



平成21年度：2,672 千ト

- 比較的大規模な事業所が少ないことにより、1事業所当たりの発生量がほぼ変わらないため、全体量もほぼ変わらない。

【参考】平成21年度実績（平成22年度調査）と平成19年度実績（平成20年度調査）との比較

平成21年度実績（平成22年度調査）の推計手法

平成22年度の統計調査は、食品廃棄物等の年間総発生量が100トン未満の事業所を対象に、9,993客体（回収3,773客体）で実施。

その統計調査結果から得られた1事業所当たりの発生量を、総務省「事業所・企業統計調査」結果の母集団数に乘じ、100トン未満の事業所の発生量を算出。

定期報告結果と で算出した100トン未満の事業所結果等により、食品産業全体を推計。

平成19年度実績（平成20年度調査）の推計手法

平成19年度の統計調査は、食品廃棄物等の年間総発生量が100トン以上、未満に係わらず、3,199客体（回収2,102客体）で実施。

その統計調査結果から得られた1事業所当たりの発生量を、総務省「事業所・企業統計調査」結果の母集団数に乘じ、食品産業全体を推計。